

令和3年6月9日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

食品衛生責任者の資格要件に係るふぐ包丁師免許の取扱いについて

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴組合員並びに従業員へ周知方よろしくお願いいたします。

通知の概要

- 1 令和3年6月1日以降に神奈川県のふぐ包丁師免許を取得した者について
神奈川県及び神奈川県外のいずれの場合も、省令別表第17で規定する食品衛生責任者に該当しない。
- 2 令和3年5月31日までに神奈川県のふぐ包丁師免許を取得した者について
 - (1) 神奈川県内の施設では、令和3年6月1日以降もふぐ包丁師免許で食品衛生責任者となることができる。
 - (2) 神奈川県外の自治体において、ふぐ包丁師免許で食品衛生責任者になることを希望する場合は、その取扱いは各自治体の規定に従う。
- 3 その他
 - 2(2)については、県生活衛生課食品衛生グループが各自治体からの照会等に基づき、証明書を発行するなどして対応する予定であることから、この様なケースがあった際は当該グループに相談すること。